

頁	修正前	修正後	備考												
1～	<p><b>第4編 原子力災害対策</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p>	<p><b>第4編 原子力災害対策</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p>													
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要</b></p> </div> <p>1 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下、「PAZ」という。）及びPAZにおける防護措置の概要</p> <p>PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所 <u>2号機</u>、3号機及び4号機においては、その範囲を玄海原子力発電所からおおむね半径5kmの円内を含む以下の地域とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対 象 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">玄海町</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>唐津市</td> <td>肥前町（京泊地区）、 鎮西町（鬼木地区、一堂地区、野元地区、元組地区、茜屋町地区、畑ヶ中地区、沙子地区、麦原地区、先部地区、浦方地区、殿山地区、先方地区、古里地区、中町地区、海士町地区、串地区、前田地区、竹ノ内地区、横竹地区、石室地区）、 呼子町（殿ノ浦西地区、片島地区、加部島地区）</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 地 域		玄海町	(略)	唐津市	肥前町（京泊地区）、 鎮西町（鬼木地区、一堂地区、野元地区、元組地区、茜屋町地区、畑ヶ中地区、沙子地区、麦原地区、先部地区、浦方地区、殿山地区、先方地区、古里地区、中町地区、海士町地区、串地区、前田地区、竹ノ内地区、横竹地区、石室地区）、 呼子町（殿ノ浦西地区、片島地区、加部島地区）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要</b></p> </div> <p>1 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下、「PAZ」という。）及びPAZにおける防護措置の概要</p> <p>PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所3号機及び4号機においては、その範囲を玄海原子力発電所からおおむね半径5kmの円内を含む以下の地域とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対 象 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">玄海町</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>唐津市</td> <td>肥前町（京泊地区）、 鎮西町（鬼木地区、一堂地区、野元地区、元組地区、茜屋町地区、畑ヶ中地区、沙子地区、麦原地区、先部地区、浦方地区、殿山地区、先方地区、古里地区、中町地区、海士町地区、串地区、前田地区、竹ノ内地区、横竹地区、石室地区、<u>うしお台地区</u>）、 呼子町（殿ノ浦西地区、片島地区、加部島地区）</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 地 域		玄海町	(略)	唐津市	肥前町（京泊地区）、 鎮西町（鬼木地区、一堂地区、野元地区、元組地区、茜屋町地区、畑ヶ中地区、沙子地区、麦原地区、先部地区、浦方地区、殿山地区、先方地区、古里地区、中町地区、海士町地区、串地区、前田地区、竹ノ内地区、横竹地区、石室地区、 <u>うしお台地区</u> ）、 呼子町（殿ノ浦西地区、片島地区、加部島地区）	<p>玄海2号機の冷却告示の施行に伴う修正</p>
対 象 地 域															
玄海町	(略)														
唐津市	肥前町（京泊地区）、 鎮西町（鬼木地区、一堂地区、野元地区、元組地区、茜屋町地区、畑ヶ中地区、沙子地区、麦原地区、先部地区、浦方地区、殿山地区、先方地区、古里地区、中町地区、海士町地区、串地区、前田地区、竹ノ内地区、横竹地区、石室地区）、 呼子町（殿ノ浦西地区、片島地区、加部島地区）														
対 象 地 域															
玄海町	(略)														
唐津市	肥前町（京泊地区）、 鎮西町（鬼木地区、一堂地区、野元地区、元組地区、茜屋町地区、畑ヶ中地区、沙子地区、麦原地区、先部地区、浦方地区、殿山地区、先方地区、古里地区、中町地区、海士町地区、串地区、前田地区、竹ノ内地区、横竹地区、石室地区、 <u>うしお台地区</u> ）、 呼子町（殿ノ浦西地区、片島地区、加部島地区）														
3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">対象事象等</th> <th style="width: 75%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態</td> <td>警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階</td> <td>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者 <u>（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）</u> の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象事象等	概要	警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者 <u>（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）</u> の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">対象事象等</th> <th style="width: 75%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態</td> <td>警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階</td> <td>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、<u>原子力災害対策指針で規定される</u>施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象事象等	概要	警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、 <u>原子力災害対策指針で規定される</u> 施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	<p>行政区画「うしお台」新設のため</p> <p>国基本計画にて修正</p>
区分	対象事象等	概要													
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者 <u>（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）</u> の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階													
区分	対象事象等	概要													
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、 <u>原子力災害対策指針で規定される</u> 施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階													

頁	修正前	修正後	備考								
3 4	<p>2 緊急防護措置を準備する区域（Urgent Protective action planning Zone。以下、「UPZ」という。）及びUPZにおける防護措置の概要</p> <p>UPZは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき緊急防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所 <u>2</u>、<u>3</u> 及び4号機においては、その範囲を発電所からおおむね半径30kmの円内とするが、当該範囲に所在する市町の社会的周辺状況を勘案し、具体的には以下の地域とする。</p> <p>なお、玄海原子力発電所1号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設として平成30年2月の冷却告示において定められている。</p> <p>この告示により、1号機における原子力災害対策重点区域は発電所からおおむね5kmの円内がUPZとなり、<u>2</u>、<u>3</u> 及び4号機におけるPAZと同一の範囲となる。</p>	<p>2 緊急防護措置を準備する区域（Urgent Protective action planning Zone。以下、「UPZ」という。）及びUPZにおける防護措置の概要</p> <p>UPZは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき緊急防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所 <u>3号機</u> 及び4号機においては、その範囲を発電所からおおむね半径30kmの円内とするが、当該範囲に所在する市町の社会的周辺状況を勘案し、具体的には以下の地域とする。</p> <p>なお、玄海原子力発電所1号機 <u>及び2号機</u> は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設として平成30年2月 <u>及び令和2年12月</u> の冷却告示において定められている。</p> <p>この告示により、1号機 <u>及び2号機</u> における原子力災害対策重点区域は発電所からおおむね5kmの円内がUPZとなり、<u>3号機</u> 及び4号機におけるPAZと同一の範囲となる。</p>	玄海2号機の冷却告示の施行に伴う修正								
12～	第2章 災害予防対策	第2章 災害予防対策									
13	<table border="1" data-bbox="210 955 1433 1087"> <tr> <td data-bbox="210 955 655 1087">第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</td> <td data-bbox="655 955 1433 1087">国（原子力防災専門官、上席放射線防災専門官）、玄海町、関係周辺市、県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター）</td> </tr> </table> <p>1 （略）</p> <p>2 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンター立ち上げの準備に<u>協力し</u>、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携<u>などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された</u>上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="210 1495 1433 1717"> <tr> <td data-bbox="210 1495 655 1717">第5節 情報の収集、連絡体制等の整備</td> <td data-bbox="655 1495 1433 1717">国（原子力規制委員会、内閣府、消防庁、原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、非常通信連絡会、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</td> </tr> </table> <p>1 情報の収集、連絡体制の整備</p> <p>(1) 県及び関係機関相互の連携体制の確保 （略）</p> <p>(2) 機動的な情報収集体制 県及び県警察は、機動的な情報収集活動を行うため、国、玄海町及び関係周辺市と協力し、必要</p>	第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	国（原子力防災専門官、上席放射線防災専門官）、玄海町、関係周辺市、県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター）	第5節 情報の収集、連絡体制等の整備	国（原子力規制委員会、内閣府、消防庁、原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、非常通信連絡会、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	<table border="1" data-bbox="1469 955 2694 1087"> <tr> <td data-bbox="1469 955 1914 1087">第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</td> <td data-bbox="1914 955 2694 1087">国（原子力防災専門官、上席放射線防災専門官）、玄海町、関係周辺市、県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター）</td> </tr> </table> <p>1 （略）</p> <p>2 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練の<u>実施</u>、緊急時モニタリングセンター立ち上げの準備 <u>への協力</u>、緊急時モニタリングの<u>実施</u>、<u>緊急時モニタリングの対応に係る</u>関係都道府県等他組織との連携<u>等</u>について、上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1469 1495 2694 1717"> <tr> <td data-bbox="1469 1495 1914 1717">第5節 情報の収集、連絡体制等の整備</td> <td data-bbox="1914 1495 2694 1717">国（原子力規制委員会、内閣府、消防庁、原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、非常通信連絡会、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</td> </tr> </table> <p>1 情報の収集、連絡体制の整備</p> <p>(1) 県及び関係機関相互の連携体制の確保 （略）</p> <p>(2) 機動的な情報収集体制 県及び県警察は、機動的な情報収集活動を行うため、国、玄海町及び関係周辺市と協力し、必要</p>	第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	国（原子力防災専門官、上席放射線防災専門官）、玄海町、関係周辺市、県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター）	第5節 情報の収集、連絡体制等の整備	国（原子力規制委員会、内閣府、消防庁、原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、非常通信連絡会、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	<p>文言の適正化のため</p> <p>県防災航空センターの整備</p>
第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	国（原子力防災専門官、上席放射線防災専門官）、玄海町、関係周辺市、県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター）										
第5節 情報の収集、連絡体制等の整備	国（原子力規制委員会、内閣府、消防庁、原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、非常通信連絡会、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）										
第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	国（原子力防災専門官、上席放射線防災専門官）、玄海町、関係周辺市、県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター）										
第5節 情報の収集、連絡体制等の整備	国（原子力規制委員会、内閣府、消防庁、原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、非常通信連絡会、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）										

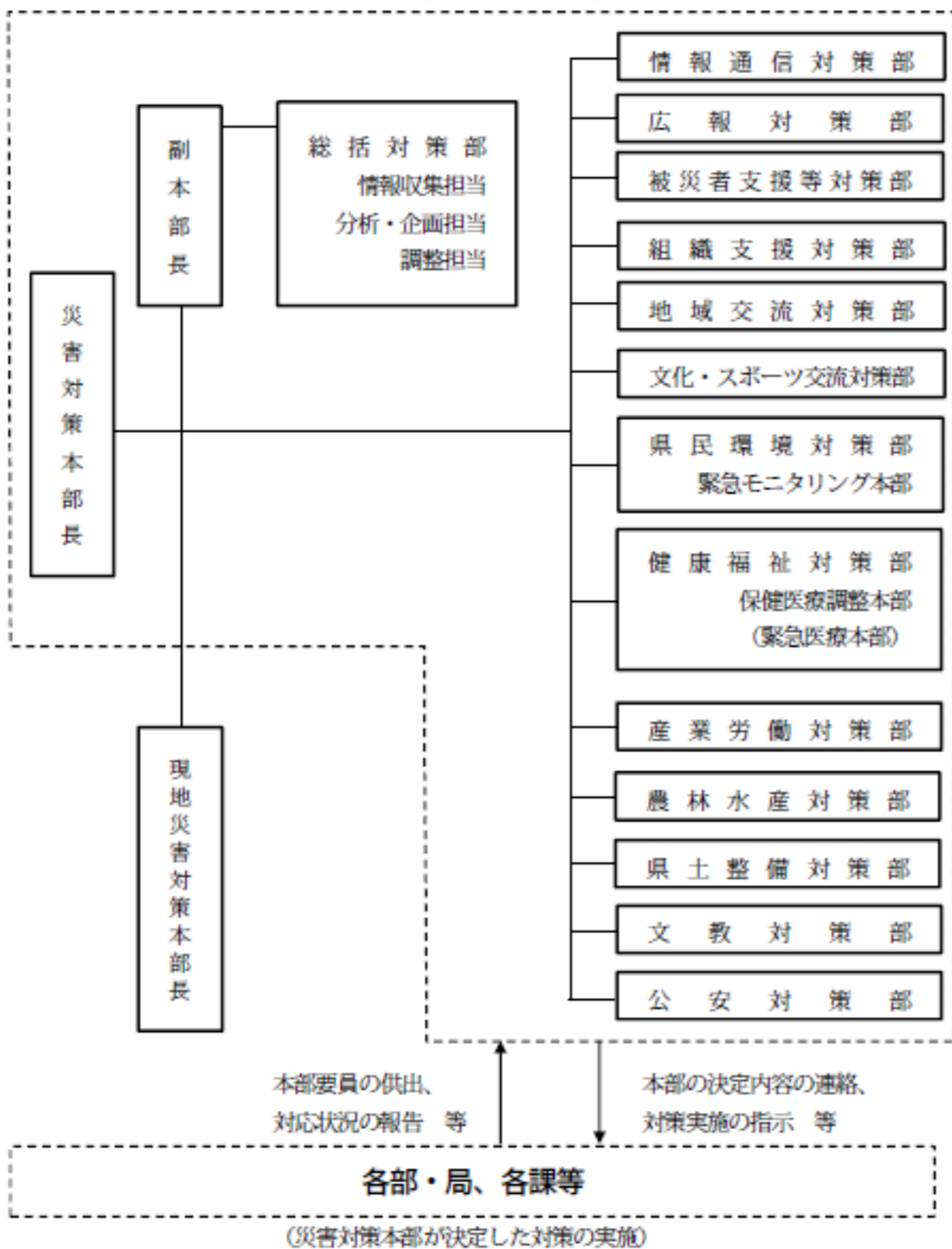
頁	修正前	修正後	備考				
13	に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。	に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の強化に努める。	に伴う修正				
18～  18	<table border="1" data-bbox="213 327 1424 567"> <tr> <td data-bbox="213 327 652 567"><b>第7節 緊急時モニタリング体制の整備</b></td> <td data-bbox="652 327 1424 567">国（原子力規制委員会、その他関係省庁）、玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）</td> </tr> </table> <p data-bbox="213 617 1424 827">1 緊急時モニタリングの目的 緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。</p> <p data-bbox="213 886 1424 1054">2 平常時のモニタリングの実施 県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に関する観点から、平常時から緊急時を踏まえた環境放射線モニタリングを国の技術的支援の下、適切に実施する。</p> <p data-bbox="213 1113 1424 1323">3 体制の整備 県は、国、玄海町、関係周辺市、関係地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共団体等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリングの資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化等を行い、県内全域に係る緊急時モニタリング体制の整備を図る。</p> <p data-bbox="213 1381 1424 1726">4 緊急時モニタリングセンター 警戒事態発生後、県は、緊急モニタリング本部を設置し、原子力事業者等と協力して緊急時モニタリングの準備を開始する。 施設敷地緊急事態発生後、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部。緊急時モニタリングに関しては、以下同じ。）の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。</p> <p data-bbox="213 1785 1424 1906">5 緊急時モニタリング計画の作成 県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、関係地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。</p>	<b>第7節 緊急時モニタリング体制の整備</b>	国（原子力規制委員会、その他関係省庁）、玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）	<table border="1" data-bbox="1472 327 2683 567"> <tr> <td data-bbox="1472 327 1911 567"><b>第7節 緊急時モニタリング体制の整備</b></td> <td data-bbox="1911 327 2683 567">国（原子力規制委員会、その他関係省庁）、玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）</td> </tr> </table> <p data-bbox="1472 617 2683 785">1 緊急時モニタリングの目的 緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。</p> <p data-bbox="1472 886 2683 1012">2 平常時のモニタリングの実施 県は、緊急時ににおける原子力施設からの放出された放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施する。</p> <p data-bbox="1472 1113 2683 1323">3 体制の整備 県は、国、玄海町、関係周辺市、その他市町、関係隣接県、原子力事業者及び関係指定公共団体等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリングの資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化等を行い、県内全域に係る緊急時モニタリング体制の整備を図る。</p> <p data-bbox="1472 1381 2683 1684">4 緊急時モニタリングセンター 警戒事態発生後、県は、緊急モニタリング本部を設置し、原子力事業者等と協力して緊急時モニタリングの準備を開始する。 施設敷地緊急事態発生後、原子力規制委員会が緊急時モニタリングセンターを設置する。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。</p> <p data-bbox="1472 1785 2683 1906">5 緊急時モニタリング計画の作成 県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、原子力事業者及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。</p>	<b>第7節 緊急時モニタリング体制の整備</b>	国（原子力規制委員会、その他関係省庁）、玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）	<p data-bbox="2706 642 2896 726">定義が重複するため削除</p> <p data-bbox="2706 827 2896 1079">「緊急時を踏まえた」を付け加えると平常時モニタリングの枠が狭められるため</p> <p data-bbox="2706 1138 2896 1390">関係地方公共団体は通常、国との対比で用いる表現のため、具体的に記述</p> <p data-bbox="2706 1491 2896 1575">文言の適正化のため</p> <p data-bbox="2706 1768 2896 1852">文言の適正化のため</p>
<b>第7節 緊急時モニタリング体制の整備</b>	国（原子力規制委員会、その他関係省庁）、玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）						
<b>第7節 緊急時モニタリング体制の整備</b>	国（原子力規制委員会、その他関係省庁）、玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）						

頁	修正前	修正後	備考				
18	6、7（略）	6、7（略）					
19	<p>8 訓練等を通じた測定品質の向上</p> <p>県は、平常時から、国、<u>関係地方公共団体</u>、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて緊密な連携意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。</p>	<p>8 訓練等を通じた測定品質の向上</p> <p>県は、平常時から、国、<u>玄海町、関係周辺市、その他市町</u>、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて緊密な連携意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。</p>	具体的に記述				
19～	<table border="1" data-bbox="210 594 1427 867"> <tr> <td data-bbox="210 594 655 867"><b>第8節 広域防災体制の整備</b></td> <td data-bbox="655 594 1427 867">国（原子力規制委員会、内閣府、警察庁、消防庁、自衛隊、原子力防災専門官）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、関係道府県、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、原子力災害医療関係機関等、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課）</td> </tr> </table>	<b>第8節 広域防災体制の整備</b>	国（原子力規制委員会、内閣府、警察庁、消防庁、自衛隊、原子力防災専門官）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、関係道府県、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、原子力災害医療関係機関等、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課）	<table border="1" data-bbox="1469 594 2686 909"> <tr> <td data-bbox="1469 594 1914 909"><b>第8節 広域防災体制の整備</b></td> <td data-bbox="1914 594 2686 909">国（原子力規制委員会、内閣府、警察庁、消防庁、自衛隊、原子力防災専門官）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、関係道府県、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、原子力災害医療関係機関等、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、<u>防災航空センター</u>）</td> </tr> </table>	<b>第8節 広域防災体制の整備</b>	国（原子力規制委員会、内閣府、警察庁、消防庁、自衛隊、原子力防災専門官）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、関係道府県、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、原子力災害医療関係機関等、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、 <u>防災航空センター</u> ）	県防災航空センターの整備に伴う修正
<b>第8節 広域防災体制の整備</b>	国（原子力規制委員会、内閣府、警察庁、消防庁、自衛隊、原子力防災専門官）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、関係道府県、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、原子力災害医療関係機関等、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課）						
<b>第8節 広域防災体制の整備</b>	国（原子力規制委員会、内閣府、警察庁、消防庁、自衛隊、原子力防災専門官）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、関係道府県、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、原子力災害医療関係機関等、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、 <u>防災航空センター</u> ）						
21	<p>1～6（略）</p> <p>7 原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制の整備</p> <p>県は、原子力災害時における医療体制の充実を図るため、長崎大学への原子力災害医療派遣チームの派遣要請手順についてあらかじめ定めるとともに、受入体制を整備する。</p> <p>8 ヘリコプターによる救助体制の整備</p> <p>県は、原子力災害時に、ヘリコプターによる広域的かつ機動的な救助や、災害応急対策のための人員・物資の搬送が実施できる<u>よう</u>、航空防災体制の<u>整備</u>に努める。</p>	<p>1～6（略）</p> <p>7 原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制の整備</p> <p>県は、原子力災害時における医療体制の充実を図るため、長崎大学<u>等の原子力災害医療・総合支援センター</u>への原子力災害医療派遣チームの派遣要請手順についてあらかじめ定めるとともに、受入体制を整備する。</p> <p>8 ヘリコプターによる救助体制の整備</p> <p>県は、原子力災害時に、ヘリコプターによる広域的かつ機動的な救助や、災害応急対策のための人員・物資の搬送が実施できる航空<u>消防</u>防災体制の<u>強化</u>に努める。</p>	国基本計画にて修正  県防災航空センターの整備に伴う修正				
24～	<table border="1" data-bbox="210 1497 1427 1686"> <tr> <td data-bbox="210 1497 596 1686"><b>第10節 原子力災害時における医療体制の整備</b></td> <td data-bbox="596 1497 1427 1686">玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者、原子力災害医療関係機関 県（医務課）</td> </tr> </table>	<b>第10節 原子力災害時における医療体制の整備</b>	玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者、原子力災害医療関係機関 県（医務課）	<table border="1" data-bbox="1469 1497 2686 1686"> <tr> <td data-bbox="1469 1497 1855 1686"><b>第10節 原子力災害時における医療体制の整備</b></td> <td data-bbox="1855 1497 2686 1686">玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者、原子力災害医療関係機関 県（医務課）</td> </tr> </table>	<b>第10節 原子力災害時における医療体制の整備</b>	玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者、原子力災害医療関係機関 県（医務課）	
<b>第10節 原子力災害時における医療体制の整備</b>	玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者、原子力災害医療関係機関 県（医務課）						
<b>第10節 原子力災害時における医療体制の整備</b>	玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者、原子力災害医療関係機関 県（医務課）						
25	<p>1～3（略）</p> <p>4 安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用体制の整備</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、玄海町及び関係周辺市、医療機関等と連携して、P A Z内の住民及びU P Z内の住民等に対し事前配布を行うとともに、緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を</p>	<p>1～3（略）</p> <p>4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、玄海町及び関係周辺市、医療機関等と連携して、P A Z内の住民及びU P Z内の住民等に対し事前配布を行うとともに、緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を</p>	国基本計画にて修正				

頁	修正前	修正後	備考				
25	整備し、速やかに安定ヨウ素剤の <b>予防</b> 服用が行えるよう、準備しておくものとする。	整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。					
35～	<b>第3章 災害応急対策</b>	<b>第3章 災害応急対策</b>					
44～	<table border="1" data-bbox="210 369 1427 596"> <tr> <td data-bbox="210 369 655 596"><b>第3節 活動体制の確立</b></td> <td data-bbox="655 369 1427 596">           国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、自衛隊等）県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関            県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）         </td> </tr> </table>	<b>第3節 活動体制の確立</b>	国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、自衛隊等）県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	<table border="1" data-bbox="1469 369 2686 596"> <tr> <td data-bbox="1469 369 1914 596"><b>第3節 活動体制の確立</b></td> <td data-bbox="1914 369 2686 596">           国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、自衛隊等）県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関            県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）         </td> </tr> </table>	<b>第3節 活動体制の確立</b>	国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、自衛隊等）県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	
<b>第3節 活動体制の確立</b>	国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、自衛隊等）県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）						
<b>第3節 活動体制の確立</b>	国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、自衛隊等）県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）						
46	<p>1 活動体制の確立</p> <p>(1) 県の活動体制</p> <p>ア 災害警戒本部 (略)</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 災害対策本部の組織、配備体制等</p> <p>災害対策本部の組織、配備体制、所掌事務は次のとおりとする。</p>	<p>1 活動体制の確立</p> <p>(1) 県の活動体制</p> <p>ア 災害警戒本部 (略)</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 災害対策本部の組織、配備体制等</p> <p>災害対策本部の組織、配備体制、所掌事務は次のとおりとする。</p>					
48	<p style="text-align: center;">【災害対策本部の組織、対策の検討・実施体制】</p>	<p style="text-align: center;">【災害対策本部の組織、対策の検討・実施体制】</p>					

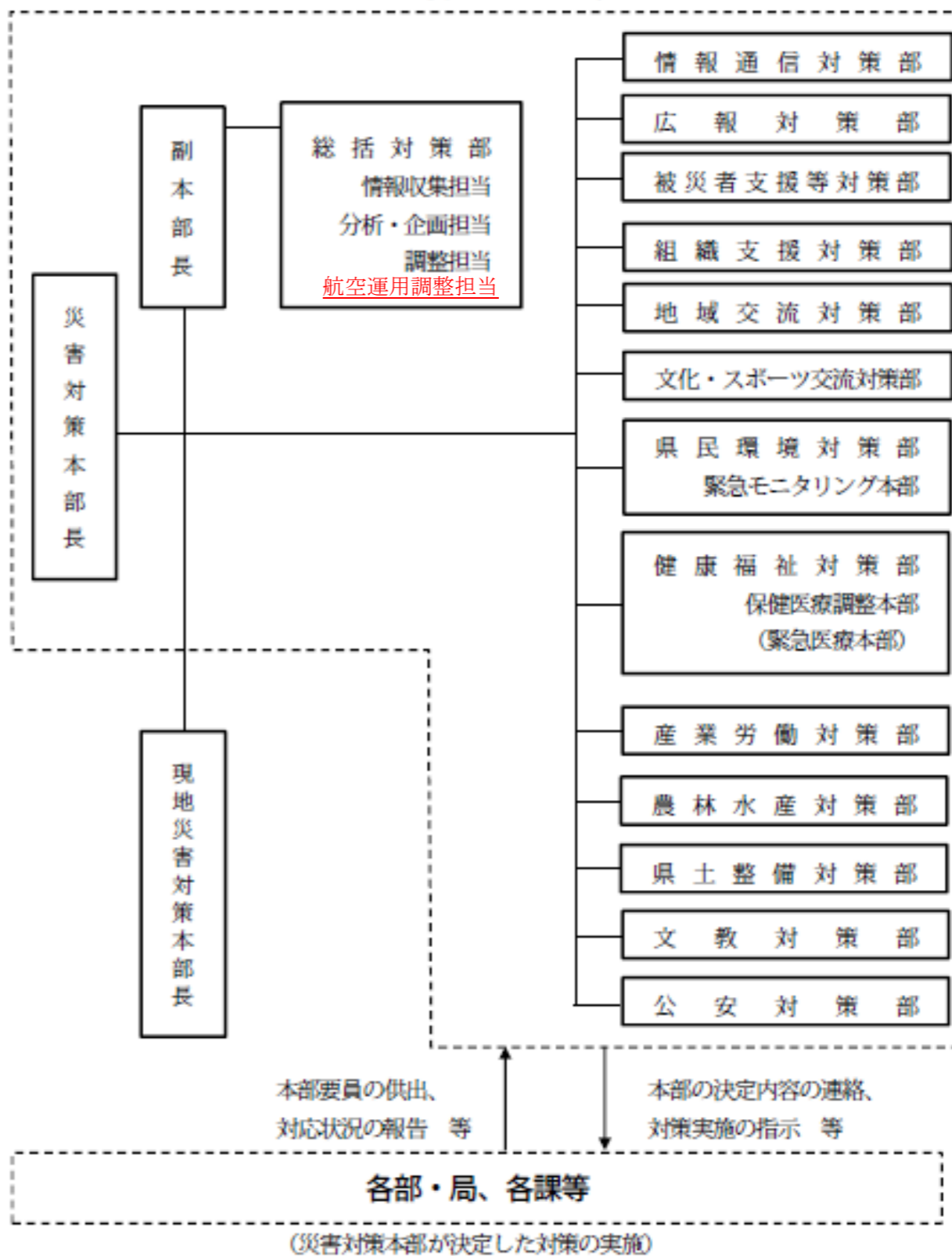
### 災害対策本部

(災害対応として取り組む方針や方向性の決定、実施部門(平時組織)へのミッションの付与 等)



### 災害対策本部

(災害対応として取り組む方針や方向性の決定、実施部門(平時組織)へのミッションの付与 等)



県防災航空センターの整備に伴う修正

頁	修正前				修正後				備考
49	(災害対策本部の配備体制、所掌事務)				(災害対策本部の配備体制、所掌事務)				
	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等	
50	総括対策部 ●副知事	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部 副部長  ※総括対策部に、各 対策部から、原則と して副部長級職員1 名及び課長級職員1 名、その他職員1名を 配置。(所属は総括対策 部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急対策の総合調整及び推進に関する こと</li> <li>本表においていずれの対策部にも属さない 事務に係る処理の指示に関すること (情報収集関係) (略)</li> <li>(分析・企画関係) (略)</li> <li>(調整関係) (略)</li> <li>被災地の慰問、激励等への対応に関するこ と <u>(追加)</u> (原子力施設関係)</li> <li>原子力施設との連絡に関すること (略)</li> </ul>	政策チーム 企画課 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか  ※長期的対応が 必要な場合等は パーマネントスタ ッフによる補充も 行う	総括対策部 ●副知事	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部 副部長  ※総括対策部に、各 対策部から、原則と して副部長級職員1 名及び課長級職員1 名、その他職員1名を 配置。(所属は総括対策 部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急対策の総合調整及び推進に関する こと</li> <li>本表においていずれの対策部にも属さない 事務に係る処理の指示に関すること (情報収集関係) (略)</li> <li>(分析・企画関係) (略)</li> <li>(調整関係) (略)</li> <li>被災地の慰問、激励等への対応に関するこ と <u>・航空運用調整に関すること</u> (原子力施設関係)</li> <li>原子力施設との連絡に関すること (略)</li> </ul>	政策チーム 企画課 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか  ※長期的対応が 必要な場合等は パーマネントスタ ッフによる補充も 行う	県防災航空セ ンターの整備 に伴う修正
55	健康福祉 対策部 ●健康福祉 部長 (正) ●男女参画・ こども局 長 (副)	保健医療活動の 総合調整 ◇医療統括監	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健医療調整本部の設置他、保健医療活動 の総合調整に関すること</li> <li>災害時健康危機管理支援チーム(DHEA T)等他都道府県への支援チームの派遣要 請、外部からの保健医療福祉に関する支援 者(医療等ボランティアを含む)に関する こと</li> <li>被ばく医療に関すること</li> <li>入院患者の避難に関すること</li> <li>住民等の避難退域時検査・簡易除染等に關 すること</li> <li>住民の健康管理に関すること</li> <li>被ばくに係る長期の健康調査・管理に關 すること</li> <li>安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用に関すること</li> </ul>	福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 国民健康保険課 健康増進課 薬務課 生活衛生課 こども家庭課	健康福祉 対策部 ●健康福祉 部長 (正) ●男女参画・ こども局 長 (副)	保健医療活動の 総合調整 ◇医療統括監	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健医療調整本部の設置他、保健医療活動 の総合調整に関すること</li> <li>災害時健康危機管理支援チーム(DHEA T)等他都道府県への支援チームの派遣要 請、外部からの保健医療福祉に関する支援 者(医療等ボランティアを含む)に関する こと</li> <li>被ばく医療に関すること</li> <li>入院患者の避難に関すること</li> <li>住民等の避難退域時検査・簡易除染等に關 すること</li> <li>住民の健康管理に関すること</li> <li>被ばくに係る長期の健康調査・管理に關 すること</li> <li>安定ヨウ素剤の服用に関すること</li> </ul>	福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 国民健康保険課 健康増進課 薬務課 生活衛生課 こども家庭課	国基本計画に て修正
56		避難所対策 ◇福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の設置、運営に関すること <u>(追加)</u></li> </ul>	福祉課ほか		避難所対策 ◇福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の設置、運営に関すること <u>・災害派遣福祉チーム(DCAT)の編成及 び避難所への派遣等に関すること</u></li> </ul>	福祉課ほか	組織新設のた め
62	(参考：オフサイトセンター機能班等の所掌事務、県からの派遣要員)				(参考：オフサイトセンター機能班等の所掌事務、県からの派遣要員)				
	班名	所掌事務	県からの派遣要員		班名	所掌事務	県からの派遣要員		
	放射線班	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・緊急時モニタリング結果等に関する各会議 資料の作成</u></li> <li><u>・各機能班への放射線班に関する情報の共有</u></li> <li><u>・ERCチーム放射線班及び緊急時モニタリ ングセンターとの情報共有</u></li> <li>除染等の措置及び放射性物質により汚染さ れた廃棄物の処理等についての調整</li> </ul>	班員 緊急時モニタリング本部要員		放射線班	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・OFC内での緊急時モニタリング結果の共 有</u></li> <li><u>・地方気象台等からの関連情報の収集</u></li> <li><u>・OFC各班からの情報の入手及びEMCとの 共有</u></li> <li><u>・原子力災害合同対策協議会等、関係する会議 資料等の作成</u></li> </ul>	班員 緊急時モニタリング本部要員		文言の適正化

頁	修正前		修正後		備考		
62	緊急時モニタリングセンター（オフサイトセンター内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの現場調整及び指揮</li> <li>・緊急時モニタリング結果のとりまとめ及び妥当性の確認</li> <li>・緊急時モニタリング実施計画の改定案の作成</li> <li>・気象情報の収集</li> <li>・関係機関との緊急時モニタリング結果の共有</li> <li>※緊急時モニタリングの実施は環境センター側</li> </ul>	副責任者 ◇環境センター所長 班員 環境センター	緊急時モニタリングセンター（オフサイトセンター内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除染等の措置及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理等についての調整</li> <li>・緊急時モニタリングの詳細の決定</li> <li>・緊急時モニタリング結果のとりまとめ及び妥当性の確認</li> <li>・緊急時モニタリング結果の評価に資する情報の提供</li> <li>・緊急時モニタリング実施計画の改定案への提案及び意見</li> </ul>	副責任者 ◇環境センター所長 班員 緊急時モニタリング本部要員	
65	<p>2～5 （略）</p> <p>6 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>国の原子力災害対策本部長は、<u>原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、</u>原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。</p> <p>県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p>		<p>2～5 （略）</p> <p>6 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。</p> <p>県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p>		国基本計画にて修正		
66～  67	<p><b>第5節 緊急時モニタリング活動</b></p>	<p>国（原子力規制委員会、自衛隊、海上保安部）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他モニタリング関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）</p> <p>警戒事態発生後、県は環境センターに環境センター所長を本部長とする緊急モニタリング本部を設置し、関係機関の協力を得ながら緊急時モニタリングの準備を開始するとともに、市町に対し、可搬型モニタリングポストの設置及び起動についての指示を行う。</p> <p><u>緊急時モニタリング活動は、この計画に定めるもののほか、原子力規制庁が定める原子力災害対策指針の補足参考資料や県の緊急時モニタリング計画を基本に実施する。</u></p> <p>1 緊急時モニタリング等の実施</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 警戒事態の環境放射線モニタリング</p> <p>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備</p>	<p><b>第5節 緊急時モニタリング活動</b></p> <p>国（原子力規制委員会、自衛隊、海上保安部）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他モニタリング関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）</p> <p>警戒事態発生後、県は環境センターに環境センター所長を本部長とする緊急モニタリング本部を設置し、関係機関の協力を得ながら緊急時モニタリングの準備を開始するとともに、市町に対し、可搬型モニタリングポストの設置及び起動についての指示を行う。</p> <p>1 緊急時モニタリング等の実施</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 警戒事態の環境放射線モニタリング</p> <p>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備</p>	<p>文言の適正化のため</p> <p>66頁「緊急時モニタリング活動」33行目</p>			



頁	修正前	修正後	備考				
67	<p>備に協力する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 緊急時モニタリングの実施          県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、<u>県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの一員として、緊急時モニタリングを実施する。</u></p> <p>(5) 緊急時モニタリング実施計画の<u>改定</u>への参画          国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を<u>改定</u>する。</p> <p>(6) 緊急時モニタリング結果の報告等          緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、<u>緊急時モニタリングセンター内、原子力災害対策本部及び</u>オフサイトセンター放射線班と<u>速やかに</u>結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等をオフサイトセンター内で共有する。  <u>県は、原子力災害対策本部、又はオフサイトセンター放射線班から緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた場合、その内容を玄海町及び関係周辺市に連絡するものとする。さらに、現地事故対策連絡会議及び災害警戒本部又は合同対策協議会及び災害対策本部において緊急時モニタリング結果の共有を徹底する。</u></p>	<p>備に協力する。<u>併せて、市町に対し、可搬型モニタリングポストの設置及び起動についての指示を行う。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 緊急時モニタリングの実施          県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、<u>県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの一員として、緊急時モニタリングを実施する。</u></p> <p>(5) 緊急時モニタリング実施計画の<u>改訂</u>への参画          国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を<u>改訂</u>する。<u>県は緊急時モニタリングセンターを通じてこの改訂に協力する。</u></p> <p>(6) 緊急時モニタリング結果の報告等          緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、<u>ERC放射線班へ報告するとともに、</u>オフサイトセンター放射線班と結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等をオフサイトセンター内で共有する。</p>	<p>～35行目の記述に合わせて記入</p> <p>体裁の修正（、を、に修正）</p> <p>文言の適正化のため</p> <p>文言の適正化のため</p>				
68～  69	<table border="1" data-bbox="210 1136 1427 1419"> <tr> <td data-bbox="210 1136 635 1419"> <b>第6節 避難、屋内退避等の防護措置</b> </td> <td data-bbox="635 1136 1427 1419">           県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、その他防災関係機関            県（危機管理防災課、原子力安全対策課、こども未来課、法務私学課、まなび課、文化課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、生活衛生課、農政企画課、道路課、国際課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）         </td> </tr> </table> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p>ア 県の役割</p> <p>(イ) 国の指示案への意見等          放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。<u>また、県は原子力規制委員</u></p>	<b>第6節 避難、屋内退避等の防護措置</b>	県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、こども未来課、法務私学課、まなび課、文化課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、生活衛生課、農政企画課、道路課、国際課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）	<table border="1" data-bbox="1469 1136 2686 1419"> <tr> <td data-bbox="1469 1136 1893 1419"> <b>第6節 避難、屋内退避等の防護措置</b> </td> <td data-bbox="1893 1136 2686 1419">           県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、その他防災関係機関            県（危機管理防災課、原子力安全対策課、こども未来課、法務私学課、まなび課、文化課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、生活衛生課、農政企画課、道路課、国際課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）         </td> </tr> </table> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p>ア 県の役割</p> <p>(イ) 国の指示案への意見等          放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p>	<b>第6節 避難、屋内退避等の防護措置</b>	県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、こども未来課、法務私学課、まなび課、文化課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、生活衛生課、農政企画課、道路課、国際課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）	
<b>第6節 避難、屋内退避等の防護措置</b>	県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、こども未来課、法務私学課、まなび課、文化課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、生活衛生課、農政企画課、道路課、国際課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）						
<b>第6節 避難、屋内退避等の防護措置</b>	県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、こども未来課、法務私学課、まなび課、文化課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、生活衛生課、農政企画課、道路課、国際課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）						

頁	修正前	修正後	備考
69	<p><u>会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体と、UPZ内の一時移転等の対象地域や対象者の数を含む一時移転等の実施方針について、相互に協力して作成する。なお、防護措置の実施方針については、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態においても、同様に作成する。</u></p>	<p><u>また、県並びに玄海町及び周辺市は、避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、事前の状況把握等を行うとともに、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国とそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針（施設敷地緊急事態の場合）</u></li> <li><u>・PAZ内の避難者の数及び避難の方針（全面緊急事態の場合）</u></li> <li><u>・UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針（全面緊急事態の場合）</u></li> <li><u>・UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針（全面緊急事態の場合）</u></li> <li><u>・避難ルート、避難先の概要</u></li> <li><u>・移動手段の確保見込み</u></li> <li><u>・その他必要な事項</u></li> </ul>	<p>国基本計画にて修正</p>
2	(略)	2 (略)	
73	<p>3 安定ヨウ素剤の配布及び<u>予防</u>服用</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力規制委員会の判断に基づく国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用が必要となった場合は、玄海町及び関係周辺市に対し、服用に当たっての注意を払った上で、住民の安全のため、安定ヨウ素剤を服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置の確保に努めるものとする。</p> <p>玄海町及び関係周辺市は、安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合又は独自の判断により、あらかじめ定められた配布計画に基づいて安定ヨウ素剤を住民に速やかに配布し、服用を指示するとともに、県と連携してアレルギー等への対処体制を確保に努めるものとする。</p>	<p>3 安定ヨウ素剤の配布及び服用</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力規制委員会の判断に基づく国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合は、玄海町及び関係周辺市に対し、服用に当たっての注意を払った上で、住民の安全のため、安定ヨウ素剤を服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置の確保に努めるものとする。</p> <p>玄海町及び関係周辺市は、安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合又は独自の判断により、あらかじめ定められた配布計画に基づいて安定ヨウ素剤を住民に速やかに配布し、服用を指示するとともに、県と連携してアレルギー等への対処体制を確保に努めるものとする。</p>	<p>国基本計画にて修正</p>
74	<p>4 避難及びその勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4 避難及びその勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p><u>(6) 感染症の流行下での防護措置</u></p> <p><u>玄海町及び周辺市は、感染症の流行下での災害時において、避難を行う必要があり、その避難に猶予がある場合、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。具体的には、避難元（一時集合場所等）、避難の過程（避難車両等）、避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者（疑いを含む）とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p> <p><u>ただし、災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先であり、その避難に猶予がなく、身体・生命に危機が迫った場合は、感染症の流行下にあっても、躊躇なく避難を行うものとする。</u></p>	<p>感染症対策を追加（佐賀県の考え方を含む）</p>
5	(略)	5 (略)	
6	<p>6 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>避難勧告又は避難指示を行った市町は、指定避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の</p>	<p>6 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>避難勧告又は避難指示を行った市町は、指定避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の</p>	

頁	修正前	修正後	備考				
74	<p>提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。県は、避難勧告又は避難指示を行った市町から、指定避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合、又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、関係業者等への物資の調達要請等を行う。</p> <p>なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p>	<p>提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、<u>物資調達・輸送調達等支援システムを活用し</u>、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。県は、避難勧告又は避難指示を行った市町から、指定避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合、又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、関係業者等への物資の調達要請等を行う。</p> <p><u>また、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより国に対して要請を行えるよう体制を整備する。</u></p> <p>なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p><u>県及び市町は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</u></p>	国基本計画にて修正				
75～  75	<table border="1" data-bbox="210 909 1427 1150"> <tr> <td data-bbox="210 909 596 1150"><b>第7節 医療活動等</b></td> <td data-bbox="596 909 1427 1150">           国（消防庁、自衛隊）、国立大学法人長崎大学、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係郡市医師会、その他防災関係機関             県（危機管理防災課、医務課、健康増進課、障害福祉課）         </td> </tr> </table> <p>1 組織等</p> <p>(1) 組織等 (略)</p> <p>(2) 緊急医療本部の組織及び業務</p> <p>ア 被ばく医療</p> <p>(ア) 原子力災害医療協力機関である医療機関は、スクリーニング等の結果、被ばく又は放射性物質による汚染が認められない傷病者又は患者に対して必要な医療を提供する。</p> <p>なお、スクリーニング等の結果、<u>被ばく又は放射性物質による汚染が認められる傷病者又は患者（以下、「被ばく傷病者等」という。）</u>に関しては、県へ搬送手段を要請し、原子力災害拠点病院へ搬送する。</p> <p>(イ) 原子力災害拠点病院は、<u>搬送された被ばく傷病者等に対し</u>、以下の診療を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全身の除染</li> <li>・汚染創傷の治療</li> <li>・汚染状況及び被ばく線量の測定</li> <li>・局所被ばく患者、高線量被ばく患者等の治療</li> </ul> <p>原子力災害拠点病院は、高度の専門性が要求されるため、必要に応じ、長崎大学等から派遣される原子力災害医療派遣チーム等の指導・助言を受けて行う。</p>	<b>第7節 医療活動等</b>	国（消防庁、自衛隊）、国立大学法人長崎大学、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係郡市医師会、その他防災関係機関  県（危機管理防災課、医務課、健康増進課、障害福祉課）	<table border="1" data-bbox="1469 909 2686 1150"> <tr> <td data-bbox="1469 909 1855 1150"><b>第7節 医療活動等</b></td> <td data-bbox="1855 909 2686 1150">           国（消防庁、自衛隊）、国立大学法人長崎大学、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係郡市医師会、その他防災関係機関             県（危機管理防災課、医務課、健康増進課、障害福祉課）         </td> </tr> </table> <p>1 組織等</p> <p>(1) 組織等 (略)</p> <p>(2) 緊急医療本部の組織及び業務</p> <p>ア 被ばく医療</p> <p>(ア) 原子力災害医療協力機関である医療機関は、スクリーニング等の結果、被ばく又は放射性物質による汚染が認められない傷病者又は患者に対して必要な医療を提供する<u>とともに、県や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力する。</u></p> <p>なお、スクリーニング等の結果、<u>放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）</u>に関しては、県へ搬送手段を要請し、原子力災害拠点病院へ搬送する。</p> <p>(イ) 原子力災害拠点病院は、<u>原子力災害医療の中心となって機能し、被ばく傷病者等を受け入れ</u>、以下の診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全身の除染</li> <li>・汚染創傷の治療</li> <li>・汚染状況及び被ばく線量の測定</li> <li>・局所被ばく患者、高線量被ばく患者等の治療</li> </ul> <p>原子力災害拠点病院は、高度の専門性が要求されるため、必要に応じ、長崎大学等から派遣さ</p>	<b>第7節 医療活動等</b>	国（消防庁、自衛隊）、国立大学法人長崎大学、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係郡市医師会、その他防災関係機関  県（危機管理防災課、医務課、健康増進課、障害福祉課）	<p>国基本計画にて修正</p> <p>国基本計画にて修正</p>
<b>第7節 医療活動等</b>	国（消防庁、自衛隊）、国立大学法人長崎大学、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係郡市医師会、その他防災関係機関  県（危機管理防災課、医務課、健康増進課、障害福祉課）						
<b>第7節 医療活動等</b>	国（消防庁、自衛隊）、国立大学法人長崎大学、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係郡市医師会、その他防災関係機関  県（危機管理防災課、医務課、健康増進課、障害福祉課）						

頁	修正前	修正後	備考				
75	<p>また、原子力災害拠点病院で対応できない場合は、搬送機関と連携し、長崎大学等の高度被ばく医療支援センター等へ搬送する。</p> <p>(ウ) 高度被ばく医療支援センターは、原子力災害拠点病院では対応<u>できない</u>高度専門的な診療及び支援等を行う。</p> <p>イ 入院患者の避難 (略)</p>	<p>れる原子力災害医療派遣チーム等の指導・助言を受けて行う。</p> <p>また、原子力災害拠点病院で対応できない場合は、搬送機関と連携し、長崎大学等の高度被ばく医療支援センター等へ搬送する。</p> <p>(ウ) 高度被ばく医療支援センターは、原子力災害拠点病院では対応<u>困難な</u>高度専門的な診療及び支援等を行う。</p> <p>イ 入院患者の避難 (略)</p>	国基本計画にて修正				
76	<p>ウ 安定ヨウ素剤の配布及び<u>予防</u>服用</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力規制委員会の判断に基づく国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用が必要となった場合は、玄海町及び関係周辺市に対し、服用に当たっての注意を払ったうえで、住民の安全のため、安定ヨウ素剤を服用すべき時機及び服用の方法を指示する。</p>	<p>ウ 安定ヨウ素剤の配布及び服用</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力規制委員会の判断に基づく国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合は、玄海町及び関係周辺市に対し、服用に当たっての注意を払ったうえで、住民の安全のため、安定ヨウ素剤を服用すべき時機及び服用の方法を指示する。</p>	国基本計画にて修正				
80～ 80	<table border="1" data-bbox="210 863 1427 1010"> <tr> <td data-bbox="210 863 596 1010"><b>第 11 節 飲料水、飲食物の摂取制限等</b></td> <td data-bbox="596 863 1427 1010">国、玄海町、関係周辺市、その他市町、農協・漁協等の関係機関 県（報道課、広報広聴課、生活衛生課、農政企画課、農産課、園芸課、畜産課、水産課、林業課）</td> </tr> </table> <p>(1) 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の<u>出荷制限・摂取制限</u>を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。</p> <p>県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の<u>出荷制限及び摂取制限</u>を指示する。</p> <p>(2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に<u>応じて</u>、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水、飲食物等の検査を実施する。</p> <p>また、県は、国の<u>指導・助言及び指示</u>に基づき、<u>又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、玄海町、関係周辺市及びその他市町に、飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限及びこれらの解除を実施するものとする。</u></p>	<b>第 11 節 飲料水、飲食物の摂取制限等</b>	国、玄海町、関係周辺市、その他市町、農協・漁協等の関係機関 県（報道課、広報広聴課、生活衛生課、農政企画課、農産課、園芸課、畜産課、水産課、林業課）	<table border="1" data-bbox="1469 863 2686 1010"> <tr> <td data-bbox="1469 863 1855 1010"><b>第 11 節 飲料水、飲食物の摂取制限等</b></td> <td data-bbox="1855 863 2686 1010">国、玄海町、関係周辺市、その他市町、農協・漁協等の関係機関 県（報道課、広報広聴課、生活衛生課、農政企画課、農産課、園芸課、畜産課、水産課、林業課）</td> </tr> </table> <p>(1) 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の<u>摂取制限・出荷制限</u>を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。</p> <p>県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>を指示する。</p> <p>(2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に<u>より</u>、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水、飲食物等の検査を実施する。</p> <p>また、県は、国の<u>指示及び要請</u>に基づき、<u>放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限及び出荷制限並びに</u>これらの解除を実施するものとする。</p>	<b>第 11 節 飲料水、飲食物の摂取制限等</b>	国、玄海町、関係周辺市、その他市町、農協・漁協等の関係機関 県（報道課、広報広聴課、生活衛生課、農政企画課、農産課、園芸課、畜産課、水産課、林業課）	国基本計画にて修正  国基本計画にて修正
<b>第 11 節 飲料水、飲食物の摂取制限等</b>	国、玄海町、関係周辺市、その他市町、農協・漁協等の関係機関 県（報道課、広報広聴課、生活衛生課、農政企画課、農産課、園芸課、畜産課、水産課、林業課）						
<b>第 11 節 飲料水、飲食物の摂取制限等</b>	国、玄海町、関係周辺市、その他市町、農協・漁協等の関係機関 県（報道課、広報広聴課、生活衛生課、農政企画課、農産課、園芸課、畜産課、水産課、林業課）						
82～	<table border="1" data-bbox="210 1690 1427 1869"> <tr> <td data-bbox="210 1690 638 1869"><b>第 12 節 緊急輸送活動</b></td> <td data-bbox="638 1690 1427 1869">国（運輸支局、海上保安部、自衛隊）、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、交通政策課、道路課、総務事務センター）</td> </tr> </table>	<b>第 12 節 緊急輸送活動</b>	国（運輸支局、海上保安部、自衛隊）、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、交通政策課、道路課、総務事務センター）	<table border="1" data-bbox="1469 1690 2686 1869"> <tr> <td data-bbox="1469 1690 1884 1869"><b>第 12 節 緊急輸送活動</b></td> <td data-bbox="1884 1690 2686 1869">国（運輸支局、海上保安部、自衛隊）、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、交通政策課、道路課、総務事務センター、<u>防災航空センター</u>）</td> </tr> </table>	<b>第 12 節 緊急輸送活動</b>	国（運輸支局、海上保安部、自衛隊）、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、交通政策課、道路課、総務事務センター、 <u>防災航空センター</u> ）	
<b>第 12 節 緊急輸送活動</b>	国（運輸支局、海上保安部、自衛隊）、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、交通政策課、道路課、総務事務センター）						
<b>第 12 節 緊急輸送活動</b>	国（運輸支局、海上保安部、自衛隊）、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、交通政策課、道路課、総務事務センター、 <u>防災航空センター</u> ）						

頁	修正前	修正後	備考				
83	<p>1 緊急輸送活動  (1)～(2) (略)  (3) 緊急輸送体制の確立  ア 緊急輸送活動の実施 (略)  イ 輸送手段の確保  防災関係機関は、自ら保有する車両等を使用し、又は供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要な車両等の輸送手段を確保する。  玄海町及び関係周辺市は、必要な輸送手段を確保できない場合、県に対して、その調達又はあっせんを要請する。  玄海町及び関係周辺市からの要請を受けた場合、県は次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達、あっせんに努める。  (ア)～(イ) (略)  (ウ) 航空機 (ヘリコプター)  <u>(追加)</u>  <u>a</u> 自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請</p>	<p>1 緊急輸送活動  (1)～(2) (略)  (3) 緊急輸送体制の確立  ア 緊急輸送活動の実施 (略)  イ 輸送手段の確保  防災関係機関は、自ら保有する車両等を使用し、又は供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要な車両等の輸送手段を確保する。  玄海町及び関係周辺市は、必要な輸送手段を確保できない場合、県に対して、その調達又はあっせんを要請する。  玄海町及び関係周辺市からの要請を受けた場合、県は次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達、あっせんに努める。  (ア)～(イ) (略)  (ウ) 航空機 (ヘリコプター)  <u>a</u> <u>県有ヘリコプターの提供</u>  <u>b</u> 自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請</p>	<p>県防災航空センターの整備に伴う修正</p>				
85～  86	<table border="1" data-bbox="210 953 1418 1150"> <tr> <td data-bbox="210 953 596 1150"><b>第14節 住民等への的確な情報伝達活動</b></td> <td data-bbox="596 953 1418 1150">国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、<b>報道課</b>、広報広聴課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</td> </tr> </table> <p>1 住民等への情報伝達活動  (1)～(2) (略)  (3) 広報内容及び要配慮者への配慮  県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の<b>放射性物質調査</b>の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路、指定避難所等の住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。  ア～イ (略)  (略)  (4) 広報内容の確認 (略)</p>	<b>第14節 住民等への的確な情報伝達活動</b>	国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、 <b>報道課</b> 、広報広聴課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	<table border="1" data-bbox="1469 953 2677 1150"> <tr> <td data-bbox="1469 953 1855 1150"><b>第14節 住民等への的確な情報伝達活動</b></td> <td data-bbox="1855 953 2677 1150">国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、<b>報道課</b>、広報広聴課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</td> </tr> </table> <p>1 住民等への情報伝達活動  (1)～(2) (略)  (3) 広報内容及び要配慮者への配慮  県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の<b>放射性核種濃度測定</b>の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路、指定避難所等の住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。  ア～イ (略)  (略)  (4) 広報内容の確認 (略)</p>	<b>第14節 住民等への的確な情報伝達活動</b>	国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、 <b>報道課</b> 、広報広聴課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	<p>体裁の修正  （報道課の下線を削除）   国基本計画にて修正</p>
<b>第14節 住民等への的確な情報伝達活動</b>	国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、 <b>報道課</b> 、広報広聴課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）						
<b>第14節 住民等への的確な情報伝達活動</b>	国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、 <b>報道課</b> 、広報広聴課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）						
100～  101～	<p><b>第5章 複合災害対策</b></p> <table border="1" data-bbox="210 1894 1418 1940"> <tr> <td data-bbox="210 1894 1418 1940"><b>第3節 災害応急対策計画</b></td> </tr> </table>	<b>第3節 災害応急対策計画</b>	<p><b>第5章 複合災害対策</b></p> <table border="1" data-bbox="1469 1894 2677 1940"> <tr> <td data-bbox="1469 1894 2677 1940"><b>第3節 災害応急対策計画</b></td> </tr> </table>	<b>第3節 災害応急対策計画</b>			
<b>第3節 災害応急対策計画</b>							
<b>第3節 災害応急対策計画</b>							

頁	修正前	修正後	備考
102	<p>【災害対策本部の組織、対策の検討・実施体制】</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>災害対策本部</b> </div> <p>(災害対応として取り組む方針や方向性の決定、実施部門(平時組織)へのミッションの付与 等)</p> <p style="text-align: center;">本部要員の供出、対応状況の報告 等</p> <p style="text-align: center;">本部の決定内容の連絡、対策実施の指示 等</p> <div style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>各部・局、各課等</b> </div> <p>(災害対策本部が決定した対策の実施)</p>	<p>【災害対策本部の組織、対策の検討・実施体制】</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>災害対策本部</b> </div> <p>(災害対応として取り組む方針や方向性の決定、実施部門(平時組織)へのミッションの付与 等)</p> <p style="text-align: center;">本部要員の供出、対応状況の報告 等</p> <p style="text-align: center;">本部の決定内容の連絡、対策実施の指示 等</p> <div style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>各部・局、各課等</b> </div> <p>(災害対策本部が決定した対策の実施)</p>	<p>県防災航空センターの整備に伴う修正</p>

頁	修正前	修正後	備考																								
103	<p>(災害対策本部の配備体制、所掌事務)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部 対策部長</th> <th>対策部長の 担当事務</th> <th>左の主な内容</th> <th>関係(対応)課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括対策部 ●副知事</td> <td>災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部 副部長  ※総括対策部に、各 対策部から、原則と して副部長級職員1 名及び課長級職員1 名、その他職員1名を 配置。(所属は総括対策 部とする。)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急対策の総合調整及び推進に関すること</li> <li>本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること(情報収集関係) (略)</li> <li>(分析・企画関係) (略)</li> <li>(調整関係) (略)</li> <li>被災地の慰問、激励等への対応に関すること <u>(追加)</u> (原子力施設関係) (略)</li> </ul> </td> <td>           政策チーム 企画課 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか  ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う         </td> </tr> <tr> <td>健康福祉対策部</td> <td>避難所対策 ◇福祉課長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の設置、運営に関すること <u>(追加)</u></li> </ul> </td> <td>福祉課 ほか</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等	総括対策部 ●副知事	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部 副部長  ※総括対策部に、各 対策部から、原則と して副部長級職員1 名及び課長級職員1 名、その他職員1名を 配置。(所属は総括対策 部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急対策の総合調整及び推進に関すること</li> <li>本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること(情報収集関係) (略)</li> <li>(分析・企画関係) (略)</li> <li>(調整関係) (略)</li> <li>被災地の慰問、激励等への対応に関すること <u>(追加)</u> (原子力施設関係) (略)</li> </ul>	政策チーム 企画課 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか  ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う	健康福祉対策部	避難所対策 ◇福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の設置、運営に関すること <u>(追加)</u></li> </ul>	福祉課 ほか	<p>(災害対策本部の配備体制、所掌事務)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部 対策部長</th> <th>対策部長の 担当事務</th> <th>左の主な内容</th> <th>関係(対応)課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括対策部 ●副知事</td> <td>災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部 副部長  ※総括対策部に、各 対策部から、原則と して副部長級職員1 名及び課長級職員1 名、その他職員1名を 配置。(所属は総括対策 部とする。)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急対策の総合調整及び推進に関すること</li> <li>本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること(情報収集関係) (略)</li> <li>(分析・企画関係) (略)</li> <li>(調整関係) (略)</li> <li>被災地の慰問、激励等への対応に関すること <u>・航空運用調整に関すること</u> (原子力施設関係) (略)</li> </ul> </td> <td>           政策チーム 企画課 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか  ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う         </td> </tr> <tr> <td>健康福祉対策部</td> <td>避難所対策 ◇福祉課長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の設置、運営に関すること</li> <li><u>・災害派遣福祉チーム(DCAT)の編成及び避難所への派遣等に関すること</u></li> </ul> </td> <td>福祉課 ほか</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等	総括対策部 ●副知事	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部 副部長  ※総括対策部に、各 対策部から、原則と して副部長級職員1 名及び課長級職員1 名、その他職員1名を 配置。(所属は総括対策 部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急対策の総合調整及び推進に関すること</li> <li>本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること(情報収集関係) (略)</li> <li>(分析・企画関係) (略)</li> <li>(調整関係) (略)</li> <li>被災地の慰問、激励等への対応に関すること <u>・航空運用調整に関すること</u> (原子力施設関係) (略)</li> </ul>	政策チーム 企画課 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか  ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う	健康福祉対策部	避難所対策 ◇福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の設置、運営に関すること</li> <li><u>・災害派遣福祉チーム(DCAT)の編成及び避難所への派遣等に関すること</u></li> </ul>	福祉課 ほか	<p>県防災航空センターの整備に伴う修正</p> <p>組織新設のため</p>
対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等																								
総括対策部 ●副知事	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部 副部長  ※総括対策部に、各 対策部から、原則と して副部長級職員1 名及び課長級職員1 名、その他職員1名を 配置。(所属は総括対策 部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急対策の総合調整及び推進に関すること</li> <li>本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること(情報収集関係) (略)</li> <li>(分析・企画関係) (略)</li> <li>(調整関係) (略)</li> <li>被災地の慰問、激励等への対応に関すること <u>(追加)</u> (原子力施設関係) (略)</li> </ul>	政策チーム 企画課 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか  ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う																								
健康福祉対策部	避難所対策 ◇福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の設置、運営に関すること <u>(追加)</u></li> </ul>	福祉課 ほか																								
対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等																								
総括対策部 ●副知事	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部 副部長  ※総括対策部に、各 対策部から、原則と して副部長級職員1 名及び課長級職員1 名、その他職員1名を 配置。(所属は総括対策 部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急対策の総合調整及び推進に関すること</li> <li>本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること(情報収集関係) (略)</li> <li>(分析・企画関係) (略)</li> <li>(調整関係) (略)</li> <li>被災地の慰問、激励等への対応に関すること <u>・航空運用調整に関すること</u> (原子力施設関係) (略)</li> </ul>	政策チーム 企画課 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか  ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う																								
健康福祉対策部	避難所対策 ◇福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の設置、運営に関すること</li> <li><u>・災害派遣福祉チーム(DCAT)の編成及び避難所への派遣等に関すること</u></li> </ul>	福祉課 ほか																								
110																											
118	<p>4 防災設備・機材の損壊時に対応に係る留意点</p> <p>(1) 緊急時モニタリング体制</p> <p>自然災害による固定型モニタリングポストの<u>倒壊や電源供給の途絶又は通信施設の倒壊等により観測ができなくなったときは、緊急時モニタリング計画に基づき、モニタリングチームは可搬型モニタリング機器等の代替測定機器の設置や修理等必要な対応を取るものとする。</u></p> <p><u>なお、道路の被災状況や要員の参集状況により所定の場所に設置し難い場合には、県は、状況に応じた緊急時モニタリング計画を速やかに作成し、緊急時モニタリングを行うものとする。</u></p> <p>また、資機材の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合には、関係道府県等の応援を受け、その体制の確保を図るものとする。</p>	<p>4 防災設備・機材の損壊時に対応に係る留意点</p> <p>(1) 緊急時モニタリング体制</p> <p>自然災害により固定型モニタリングポストが<u>被災した場合</u>、可搬型モニタリング機器等の代替測定機器の設置や修理等、必要な対応を取るものとする。</p> <p><u>国は、道路の被災状況や要員の参集状況等を勘定して緊急時モニタリング実施計画を作成し、緊急時モニタリングを行うものとする。</u></p> <p>また、資機材の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合には、関係道府県等の応援を受け、その体制の確保を図るものとする。</p>	<p>文言の適正化のため</p>																								